

霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、日常生活圏域ごとに霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー（以下「ライフサポートワーカー」という。）を配置し、地域に密着した相談・生活支援体制を構築することにより、地域包括システムの構築を推進するとともに、地域共生社会（制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。）の実現に資することを目的とする。

(ライフサポートワーカー)

第2条 市長は、地域に密着した相談・生活支援体制の構築を図るため、ライフサポートワーカーを養成する。

2 ライフサポートワーカーは、地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現（以下この項において「地域包括ケアシステムの構築等」という。）に向け、次の各号に掲げる活動に自主的かつ自律的に取り組むとともに、市が実施する地域包括ケアシステムの構築等を目的とする事業等に協力するものとする。

- (1) 地域の身近な福祉又は生活相談に関する援助
- (2) 住民の自助力を引き出すための支援及び地域の互助活動の推進に資する活動
- (3) 社会福祉事業、医療又は介護の従事者としての資質の向上
- (4) 認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくり
- (5) その他地域包括ケアシステムの構築等に資する活動

(養成講座等)

第3条 市長は、ライフサポートワーカーの養成に必要な講座（以下「養成講座」という。）を実施するものとする。

2 養成講座の対象者は、次の各号に掲げる資格を保有し、又は研修を修了している者のうち、市内の介護保険事業又は社会福祉事業を営む事業所等（以下「事業所等」という。）に2年以上勤務し、勤務する法人の代表者又は事業所等の管理者から推薦を受けたものとする。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 社会福祉士
- (5) 介護福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 看護師（准看護師含む）

- (8) 作業療法士
- (9) 理学療法士
- (10) 言語聴覚士
- (11) 歯科衛生士
- (12) 介護支援専門員
- (13) 認知症介護実践者研修を修了した者
- (14) 介護職員初任者研修を修了した者

3 養成講座の内容は、概ね次の各号に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 本市の福祉の現状
- (2) 地域包括ケア
- (3) 地域生活支援（ライフサポートワーク）
- (4) 認知症支援
- (5) ボランティア育成及び地域ネットワークづくり
- (6) 相談援助技術

4 市長は、養成講座を 50 時間以上受講した者をライフサポートワーカーとして認定し、名簿に登載するものとする。

（現任研修等）

第4条 ライフサポートワーカーは、毎年度、市長が現任研修（現にライフサポートワーカーである者に対して行う研修をいう。）として指定する講座等を 20 時間以上受講しなければならない。この場合において、ライフサポートワーカーが、市が実施する包括的ケアシステムの構築等を目的とする事業等に協力したときは、5 時間を上限に、当該講座等を受講したものとして取り扱うことができるものとする。

2 ライフサポートワーカーは、四半期ごとに、前項に規定する講座等の受講状況を市長に報告しなければならない。

3 市長は、ライフサポートワーカーが次の各号のいずれかに該当したときは、当該ライフサポートワーカーについて前条第4項に規定する名簿の登録を取り消すものとする。

(1) 連続して2年以上にわたり第1項により必要とされる講座等の受講時間に満たなかった場合（出産、親族の介護その他の特別の事情があった旨の本人の申出があり、市長が当該申出の年度において必要な講座等の受講を行うことを条件にして名簿の登録を継続することを認めたときを除く。）

(2) 本人の申出があった場合

（企画研修）

第5条 市長は、ライフサポートワーカーを対象として、次の各号に掲げる内容に関する研修を企画するものとする。この場合において、当該研修の修了に必要な受講時間はそれぞれ 20 時間以上とする。

(1) 障害者福祉

(2) 児童福祉

2 ライフサポートワーカーのうち、前項に規定する研修を修了した者は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるものとして認定する。

(1) 前項に規定する研修のいずれかを修了したとき 霧島市地域包括ケア・ライフサポートマスター

(2) 前項に規定する研修のいずれをも修了したとき 霧島市地域包括ケア・ライフサポートスーパーバイザー

(相談所の開設)

第6条 ライフサポートワーカーが属する事業所等は、霧島市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の連絡所として、身近な地域の福祉・生活相談に応じるため、ライフサポートワーカーを相談業務従事者とする相談所を設置することができる。

2 前項に規定する相談所を設置しようとする事業者等は、センターを経由して市長に届け出なければならない。この場合においては、市長は、当該届出を行った者に対し看板等を貸与するものとする。

3 相談所を設置した事業者等は、必要に応じて、相談の内容、件数等に関してセンターに報告を行うものとする。

4 相談所を設置した事業者等は、ライフサポートワーカーの退職等により相談所を閉鎖する必要が生じたときは、速やかにセンターに届出を行い、第2項により貸与された看板等を返却するものとする。

(事業の委託)

第7条 本事業の実施に当たっては、市長が適当と認める団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。